

第5次総合計画内の公共施設に関する記述

資料2-5

第5次総合計画前期基本計画(平成28～32年度)において、公共施設等の整備や更新の方向性について記述があるものを以下に取りまとめました。

平成27年7月9日作成

No.	施設名等	記述内容
1	複数のため右項「記述内容」参照	平成28年度以降、見込まれる主な施設建設等 ・クリーンセンター(ごみ焼却処理施設)の建替え ・市庁舎、市民会館、保健センター、武道館の耐震化※ ・旧憩いの湯、旧猪苗代湖自然の家の解体 ・基地跡地公園・シンボルロードの整備 ・自校式給食の推進、センター児童館の建設 ・観音通線等の都市計画道路の整備
2	斎場	斎場は立地条件もよく安定して利用されていますが、葬儀形態の変化などに対応していくことが必要です。また、今後も安心して利用できるように、老朽化の課題に取り組む必要があります。
3	斎場	斎場の適正な管理運営 家族葬など葬儀形態の変化に対応した運営など、今後も安心して利用できるように、適切な改修を行います。
4	児童館	全ての子どもが健やかに育つことができるように、子どもの権利を尊重する意識の啓発に努め、関係機関による連携を強化しながら、児童虐待の早期発見、早期対策及び防止に努めるとともに、多様な世代に対応した子どもたちの居場所づくりを進め、子どもが健やかに育つ環境をつくる必要があります。
5	放課後児童クラブ	幼児期の教育・保育の充実 待機児童※の解消を図るとともに、幼児期の教育・保育の充実、家庭的保育事業など※の充実に努めます。また、放課後児童クラブ※の充実に努めます。
6	児童館	地域の中の子どもの居場所づくり 地域における子どもの居場所づくりとして、児童館の整備やふれあい推進事業などの充実に努めます。
7	児童館	地域における子育て支援の充実 地域における子育て支援策として、子育て支援センター※や児童館など、気軽に集まれる場の充実に努めます。
8	健康増進センター	健康増進センターの利用促進 健康増進センターなどを活用した市民の健康づくりに努めるとともに、施設の適切な維持管理を行ないます。
9	中央公民館 図書館 博物館	公民館、図書館、博物館の各施設は、地域の生涯学習の場として多くの市民に利用されていますが、今後さらに社会的背景を考慮しながら、各施設のあり方を検討していくことが求められています。
10	中央公民館 図書館 博物館	生涯学習活動拠点としての教育施設の環境整備に努め、利用者が安心・安全に利用することができるよう、計画的に修繕などを進め、有効かつ効果的な運営を行っていきます。
11	公民館	施設管理の充実 計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。
12	図書館	施設管理の充実 計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。
13	博物館	施設管理の充実 計画的に修繕を進めるなど、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。
14	スポーツ施設	各施設とも老朽化が進んでいることから、安心・安全の観点からも、計画的な施設整備が求められています。
15	スポーツ施設	①施設の整備 スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。 ②効率的な施設運営 スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と利用者の声を反映した施設の管理運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。
16	クリーンセンター	計画的な施設整備の推進 新たなごみ処理施設の建設に向けて、計画的な施設整備を推進します。
17	市民センター、コミュニティセンター、市民会館	地域の活動拠点となる市民センター、コミュニティセンター、市民会館を、今後も利用しやすい施設として活用し、老朽化する施設を適切に維持管理することが課題です。
18	市民センター、コミュニティセンター、市民会館	コミュニティ施設の利用促進 利用者などのニーズを把握し利便性の向上を図るほか、適切な施設の改修を行います。
19	市民活動支援ステーション、シニア活動センター	市民活動支援ステーション※・シニア活動センター※を利用する団体や個人が増えてきています。活動を支える環境づくりのため、利用しやすい施設の維持管理や設備の充実が必要です。
20	市民活動支援ステーション、シニア活動センター	市民活動拠点の充実 市民活動支援ステーション※・シニア活動センター※では、市民活動団体※の運営や活動などに役立つ機器や備品を設置し、利用しやすい施設の維持管理をすることで、市民活動の一層の活性化を図ります。

No.	施設名等	記述内容
21	道路 下水道施設 橋梁 水道施設	「安全・安心なまち」と実感できるように 誰もが安全に安心してまちを歩くことができるように、段差の少ない歩道や自転車通行帯の整備、生活道路などにおける交通安全の確保に努めます。また、地震や集中豪雨などによる被害を軽減するため、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備、雨水の排水改善や流出抑制など、災害に強いまちづくりを推進します。さらに、老朽化が進むインフラの安全性を確保するため、道路や橋梁などの長寿命化対策や水道施設の更新に取り組みます。
22	公園・児童遊園 歩道	「子育てがしやすいまち」と実感できるように 子どもと家族が暮らしやすい生活環境づくりのため、子どもたちの交流の場となる公園の整備や遊具の安全対策、学校と連携した通学路の安全対策や、子どもや保護者の目線での歩行空間の整備を推進します。また、安心して健康な生活が営めるように、医療や福祉の充実への対応や、地域住民の提案による地区計画※や建築協定などまちづくりのルールを活用による良好な住環境※の形成に取り組みます。
23	道路 下水道施設	住宅系利用 低層・中高層住宅地※や幹線道路沿道地区など、地域に応じて良好な住環境※を維持します。また、旧暫定逆線引き地区※については、平成23年1月に市街化区域※に編入され宅地開発が進む一方で、生産緑地※地区などの都市農地の保全が図られていることから、都市農地を生かした良好な住環境※の形成を促進します。併せて同地区の道路整備については、平成26年4月に策定した「旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画※」に基づき、地区の状況などを踏まえて順次進めています。
24	道路 橋梁 下水道施設	道路・橋梁については、重要度は高く満足度が低い取組項目であることから、早急な取組が必要です。都市計画道路については事業認可路線の早期完成を目指すことと、長期未整備路線については、廃止も含め見直しを進めるなどの検討が必要です。歩行者の安心安全対策では歩道幅幅が求められています。それとともに歩道整備が困難な箇所は路面標示などの安全対策を行うことが課題となっています。今後は、朝霞市道路整備基本計画※の見直しや平成26年4月に策定した旧暫定逆線引き地区の区画道路整備計画※に基づく計画的な道路整備が必要です。
25	橋梁	橋梁については、順次、落橋防止対策※に取り組み、平成25年度末までに13橋中、10橋の対策が終了しています。また、平成24年度に行った点検の結果、早期架け替えが必要となる重大な損傷のある橋梁はありません。今後は、朝霞市橋梁長寿命化計画※により予防保全的修繕を行い、限られた財源の中で効果的な維持管理を行っていく必要があります。
26	橋梁	橋梁については、道路メンテナンスの義務化に伴い5年に1度の橋梁点検を実施し、適切な維持管理に努めます。
27	道路	環境・景観に配慮した交通環境の整備 道路及び沿道環境の整備に当たっては、地域の特性に応じて沿道空間と一体となった歩道、街路樹、ポケットパーク※などの整備、維持管理に努めます。
28	道路	幹線道路網の整備 都市計画道路や市内幹線道路については、歩行者の安全性を確保するため、歩車道の分離など改良に努めます。
29	交通安全施設 道路	安全・快適な道路の整備 地域の特性に応じた交通安全施設の整備や歩道整備に努めます。
30	道路	その他交通施設などの充実・整備 ・ 駅周辺の交通結節機能(駅舎、自由通路、バス・タクシー乗場・周辺道路)を総合的に充実させるとともに、ユニバーサルデザイン(誰もが快適に利用できるデザイン)化を図ります。 ・ 駅周辺の歩行空間などを活用し、市民が利用しやすい自転車の駐輪場の整備に努めます。
31	公園・児童遊園	緑の基本計画に基づき、地域の拠点となる公園や身近な公園などの整備を進めながら、適切な維持管理を行い、施設の長寿命化に努めています。さらに安全と安心を優先しつつ、市民参加による公園の整備や管理を進める必要があります。
32	下水道施設	水質調査結果が数年来、基準値内で推移しています。また、朝霞調節池、朝霞水門により水害対策も進んでいます。上流の排水機場の充実や河川周辺環境の整備が課題であるため、国、県への要望を継続していく必要があります。黒目川については、市民と行政が協働※して取り組む「黒目川まるごと再生プロジェクト※」事業で遊歩道整備、周辺環境に調和した植樹などを推進していきます。今後、維持管理についても市民との協働※で進めていくことが求められています。また、市内の中心を流れる黒目川は、貴重な自然環境であるとともに市民の憩いと交流の拠点であることから、その景観がシティ・セールス朝霞ブランドに認定されています。今後、この優れた景観を積極的に内外に周知し、市のセールスポイントとして確立していく必要があります。
33	下水道施設	健全な水環境の維持や再構築のための道路の透水性舗装や公共施設・宅地等に浸透施設の設置、地下水の涵養を図るための施設の普及などの必要があります。
34	公園・児童遊園	計画的な緑づくり 人口や土地利用※の将来見通しを勘案し、位置や規模、目的に応じて街区公園などを計画・配置し、整備を推進します。
35	水道施設	上水道は、人口の増加や生活水準の向上に合わせ、浄水場や配水管などの拡張・整備を実施してきましたが、現在、それらの施設の老朽化に伴う大量更新の時代が到来しています。しかしながら、水道料金収入の基となる給水量は、横ばいから微減傾向に移行していることから、今後、更新する施設については、需要と供給のバランスから施設規模の適正化を図る必要があります。

No.	施設名等	記述内容
36	下水道施設	公共下水道※については、新たに市街化区域※に編入された旧暫定逆線引き地区※の整備が完了していません。生活環境の改善と公共用水域の環境保全に向け、引き続き整備を進めるほか、整備済みの地域では公共下水道への未接続世帯の解消を図る必要があります。
37	下水道施設	近年、下水道の排水能力を上回る局所的な豪雨が多発し浸水被害が発生しています。浸水被害を軽減するため、引き続き浸水対策を進めていく必要があります。
38	下水道施設	下水道施設の老朽化が進んでいます。都市の基本的な社会基盤である下水道施設の機能停止等を未然に防止するため、改築や長寿命化等の維持管理について方針を定め、計画的に取り組んでいく必要があります。
39	水道施設 下水道施設	①安全・安心な水の供給 水道施設の耐震化※や老朽施設の更新を推進し、安全・安心な水の安定供給に努めます。 ②水道事業の健全運営 給水量の減少傾向が引き続き見込まれることから、浄水場など施設規模の適正化を図り、将来の更新費や維持管理費を縮減し、水道事業の健全な運営に努めます。
40	下水道施設	①汚水排水施設の整備 ・旧暫定逆線引き地区※の汚水管整備を進めます。 ・汚水管、仲町中継ポンプ場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。 ②雨水浸水対策の推進 ・雨水幹線の整備、雨水流出抑制の推進に努めます。 ・雨水管、排水機場などの下水道施設の適切な維持管理に努めます。
41	下水道施設	市街地における集中豪雨に対処できる防災機能の向上のため、雨水排水施設の計画的な整備が必要です。
42	水道施設	大規模地震などによる被害を最小限にとどめるため、浄水場や配水管などの耐震化※を図り、極めて重要な水道水(飲料水)を確保することが必要です。
43	下水道施設	都市化の進展による土地利用※の変化に伴い雨水の浸透機能が低下し、集中豪雨時に浸水被害が頻発するなど、水循環の変化による問題が生じています。浸水被害の軽減や地下水の涵養を図るため雨水の流出を抑制する必要があります。
44	水道施設 下水道施設	災害(地震・火災・水害)に強いまちづくり 密集した市街地の防災性の向上、商業業務地域における不燃化※の促進、集中豪雨などに対処できる雨水処理機能を高めます。水道施設の耐震化※や老朽施設の更新を進めるとともに、応急給水所の整備・充実を図ります。災害に強いまちづくりを進めるため、住宅の耐震化※を進めます。
45	オープンスペース 道路	避難場所・避難道路の確保 避難地など多様な機能を持つオープンスペース※の整備を行なうとともに、避難路や緊急輸送路となる幹線道路の整備を行います。